

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 ○ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）

改正案		現行
<p>導 管 の 種 類</p>	<p>(1) 最高使用圧力が高圧のもの</p> <p>(2) 告示で定める導管（以下「特定管理管」という。）であつてガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表三の備考の適用す</p>	<p>(新設)</p>
	<p>埋設の日以後十四月に一回以上</p> <p>埋設の日以後十二月に一回以上</p>	<p>（漏えい検査）</p> <p>第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであつて当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、次の表の上欄に掲げる導管の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>
	<p>（漏えい検査）</p> <p>第五十一条 道路に埋設されている導管（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものであつて当該導管に関し第四十九条第四項に規定する装置が道路に設置されているものにあつては、当該道路に埋設されている本支管から当該装置までの部分に限る。）は、最高使用圧力が高圧のものにあつては埋設の日以後十四月に一回以上、その他のものにあつては埋設の日以後十月に一回以上、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	

べきガスグループの項に掲げる五C、L一、L二又はL三のガスグループをいう。以下同じ。）に属するものであって一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずるもの（第四十七条に定める措置（当該部分にアスファルトを含む麻布を巻き付ける方法を除く。）その他当該導管からのガスの漏えいを防止するための適切な措置（以下本条において単に「措置」という。）が講じられたもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの

埋設の日以後四十月に一回以上

2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）のうち、本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分は設置の日以後七十六月に一回以上、その他の部分は設置の日以後四十月に一回以上、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一～四 (略)

ガス工作物の部分	検査の頻度
<p>ガス工作物の部分</p> <p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p> <p>(2) 特定管理管であってガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>検査の頻度</p> <p>設置の日以後七十六月に一回以上</p> <p>設置の日以後十二月に一回以上</p>
<p>3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）</p> <p>、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>検査の頻度</p> <p>設置の日以後十二月に一回</p>

ガス工作物の部分	検査の頻度
<p>ガス工作物の部分</p> <p>(1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分</p> <p>(2) 特定管理管であってガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。）</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>検査の頻度</p> <p>設置の日以後七十六月に一回以上</p> <p>設置の日以後十二月に一回以上</p>
<p>3 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管（第一項に規定する導管の部分を除く。）</p> <p>、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後十四月に一回以上、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>検査の頻度</p> <p>設置の日以後十二月に一回</p>

<p>C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであつて一酸化炭素を含むものに限り、(1)に掲げる部分以外の部分(措置が講じられた部分を除く。)</p>	<p>以上</p>
<p>(2) (1)に掲げる部分以外の部分</p>	<p>設置の日以後十四月に一回以上</p>